

消費生活情報メール

第41号 兵庫県立消費生活総合センター

TEL : 078-302-4001 FAX : 078-954-5640 URL : <https://www.seiken.server-shared.com/>

消費生活相談電話番号 : 078-303-0999 または 188 (局番なし)

「お試し」に注意！ 通常価格での継続購入が必要かも！



SNSで流れてきたダイエットサプリの広告。

「1か月でこんなに痩せて、しかも500円?!
これなら、お小遣いで買えちゃう！」



最近太ってきたのが気になっていたし、
1回だけ試してみるつもりで、
購入することにした。



しかし、なんと1か月後！ 申し込んでも
いないのに、また同じ商品が届いたのだ！

スクリーンショットで保存しておいた購入完了
画面を見直してみると、小さい字で

「初回のみ500円、2回目以降は通常価格の
定期購入となり、5か月間は解約できません」
と書いてあった！ どうしよう(T_T)



安いのは初めの1回だけ！

数ヶ月は通常価格で買い続ける必要があるなど「条件」がついていることが多い「定期購入トラブル」。

気づかず購入して困ることがないように、裏面でチェックしてみよう！

通信販売 申込み前の確認ポイント

★ 1回限りの購入？ 継続的な購入が必要？

- 「初回限定」「お試し」などと書かれた広告の場合、継続的な購入が条件となることがあります。購入する前に、「○回以上の購入が必要」、「自動継続」と記載されていないかなど、契約内容を最後まで確認しましょう。

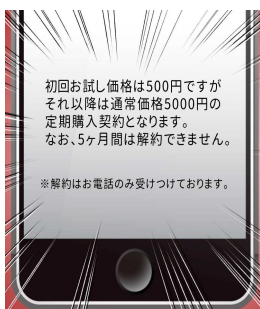


★ 解約や返品はできるの？

- 通信販売では、クーリング・オフ*はありません！

(*クーリング・オフとは、自分の都合で一方的に解約できる制度のこと)

- 解約や返品ができるかどうかは、事業者によって違います。解約・返品できるのか、できるならいつまでか などを確認しましょう。



- 何度もスクロールしたり、小さい文字を読むのは面倒？でも、**小さい文字で書かれた場所に、契約の重要な内容が書かれています。**

また、画面の『今すぐ手に入れる』のボタンをクリックすると、一気に氏名などの入力画面に移動してしまうので、詳しい内容を見逃すことになりかねません。

- 面倒に感じて、トラブルにあわないために、しっかり確認するようにしましょう！

若者向け動画

「誰もがひっかかる！？消費者トラブルの実態」

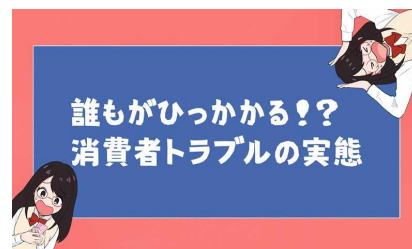
では、今回の事例のほかに

『カード会社からの高額請求！実はオンラインゲームでの課金だった』

『「簡単に稼げる」どころか購入費用の元が取れない！SNSで誘われた情報商材』

の事例を紹介しています。 ぜひご覧ください！

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf13/keihatsudouga.html> →



困ったときは迷わず電話を！ 消費者ホットライン（局番なし）188 へ